

平成 27 年 3 月 2 日

平成 27 年(ワ)第 28 号 表現の自由及び参政権侵害事件
平成 25 年(ワ)第 137 号 表現の自由及び参政権侵害事件
原告 岩崎 信
被告 延岡市
宮崎地方裁判所延岡支部



原告 岩崎 信

弁 論 書

平成 27 年 2 月 24 日付裁判精求書が提出されたところ、裁判所の 2 月 26 日付事務連絡により、「請求の原因記載の不法行為の具体的な内容を明らかにする準備書面の提出」を求められた。

以下のとおり、弁論する。

1. 平成 25 年(ワ)第 137 号 表現の自由及び参政権侵害事件において、原告によって提出された書面の全部をここに引用し、陳述する。
2. 被告及び裁判所の責任によって弁論が分離されているのであるならば、被告及び裁判所に対して、関連事件記録のコピーの提出が求められるべきである。
3. 不法行為 22、23、24、25、26、27 (平成 26 年 2 月 25 日付求裁判状訂正書)について平成 26 年 2 月 25 日付求裁判状訂正書の全部を引用し、陳述する。当該書面は既に裁判所及び被告に対して送達されている。
4. 不法行為 3-2、3-3、3-4、18-2 (平成 26 年 5 月 1 日付弁論書)について平成 26 年 5 月 1 日付弁論書の全部を引用し、陳述する。当該書面は既に裁判所及び被告に対して送達されている。
5. 不法行為 1-2 (平成 26 年 6 月 3 日付弁論書) について平成 26 年 6 月 3 日付弁論書の全部を引用し、陳述する。当該書面は既に裁判所及び被告に対して送達されている。
6. アメリカ連邦民事訴訟規則第 1 条では、「全ての訴訟の公正、迅速かつ低廉な裁判が保障されるように解釈され、運用されなければならない。」と規定されており、日本の民事訴訟法第 2 条も同趣旨であるから、低廉迅速公正な裁判となるような措置が講じられなければならない。

アメリカ連邦民事訴訟法 Federal Rules of Civil Procedure

第 1 条 (本規則の適用範囲と目的)

本規則の規定は, 全ての訴訟の公正, 迅速かつ低廉な裁判が保障されるように解釈され, 運用されなければならない。

These rules govern the procedure in all civil actions and proceedings in the United States district courts, except as stated in Rule 81. They should be construed and administered to secure the just, speedy, and inexpensive determination of every action and proceeding.

以上